

仙台市公文書等管理・情報公開審議会運営要領

(令和5年7月〇日審議会決定)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市公文書等管理・情報公開審議会条例（令和5年仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、仙台市公文書等管理・情報公開審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(審査請求に係る審議の原則)

第3条 条例第1条第1項第1号に掲げる諮問に応じて審議会が行う調査審議は、当該諮問に係る開示決定等に係る公文書又は利用決定等に係る歴史的公文書等をもとに行うものとする。

(弁明書等)

第4条 審議会は、条例第1条第1項第1号に掲げる諮問を受けたときは、諮問実施機関又は市長に対して、相当の期間を定めて、開示決定等又は利用決定等の決定の内容及び理由を記した書面（不作為に係る審査請求事案については、処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由を記した書面。以下「弁明書」という。）の提出を求めるものとする。

2 審議会は、弁明書が提出されたときは、その写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、相当の期間を定めて、当該弁明書に対する意見を記した書面の提出を求めるものとする。

3 審議会は、前項の書面が提出されたときは、その写しを諮問実施機関又は市長に送付するものとする。

(関係職員の出席)

第5条 審議会は、条例第1条第1項第1号に掲げる諮問の審議を行うにあたっては、諮問実施機関又は市長に対し、決定又は不作為の理由、提出資料その他必要な事項の説明のため、関係職員の会議への出席を求めるものとする。

(口頭意見陳述の申出)

第6条 条例第7条第1項の申出は、書面によるものとする。

(補佐人)

第7条 審議会は、審査請求人等が、条例第7条第1項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えられた場合において、補佐人の付添いを申し出たときは、補佐人の付添いを認めることができる。

2 前項の規定による申出は、書面によるものとする。

(意見の陳述者の人数)

第8条 条例第7条第1項の規定により口頭で意見を述べる機会を与える者の人数は、5人以内とする。ただし、審議会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(提出資料の閲覧等)

第9条 条例第8条第1項の規定により審議会に提出された意見書又は資料の閲覧等を求める審査請求人等は、審議会提出資料閲覧等申出書(様式第1号)を審議会に提出しなければならない。

2 審議会は、審議会提出資料閲覧等申出書が提出されたときは、当該閲覧等の諾否について、審議会提出資料閲覧等承諾書(様式第2号)又は審議会提出資料閲覧等不承諾書(様式第3号)により回答するものとする。

(費用の納付時期等)

第10条 条例第8条第3項の費用は、前納しなければならない。

2 審議会に提出された意見書又は資料の写しの作成に要する費用は、別表のとおりとする。

(会議の公開)

第11条 審議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開とする。

- (1) 条例第9条の規定により公開しないこととされている調査審議を行う場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、審議会が公開しないことが相当と認めた場合
(会議録の作成等)

第12条 審議会は、次の事項を記録した会議録を作成するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 会議に付した事案の件名
 - (4) 議事の概要
 - (5) その他必要事項
- 2 会議録は、会長が署名して確定する。
- 3 非公開の審議に係る審議会の審議資料は、公開しない。ただし、審議会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

この要領は、令和5年7月〇日から施行する。

別表（第 10 条第 2 項関係）

交付の方法		単位	金額
用紙に複写又は印刷したもの（日本産業規格 A 列 3 番までの大きさに限る）	白黒印刷	用紙 1 枚（両面印刷の場合は印刷面 1 面を 1 枚として計算）	10 円
	カラー印刷	用紙 1 枚（両面印刷の場合は印刷面 1 面を 1 枚として計算）	80 円
電磁的記録を光ディスクに複写したもの	CD-R	ディスク 1 枚	100 円
	DVD-R	ディスク 1 枚	120 円
上記以外		実費相当額	

審議会提出資料閲覧等申出書

年 月 日

仙台市公文書等管理・情報公開審議会
会長

(申出人) 住所

氏名

電話

〔法人その他の団体にあつては、名称、事務所
又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕

連絡先 氏名

電話

〔法人その他の団体の担当者その他
連絡可能な方を記載してください。〕

仙台市公文書等管理・情報公開審議会条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり仙台市公文書等管理・情報公開審議会に提出された意見書又は資料の閲覧等を申し出ます。

意見書又は資料の 1 件名又は内容	
2 閲覧等の区分	(1) 閲覧 (2) 写しの交付

審議会提出資料閲覧等承諾書

第 号
年 月 日

様

仙台市公文書等管理・情報公開審議会
会長 印

年 月 日付けで申出のありました審議会提出資料閲覧等に対して、次のとおり承諾します。

1 意見書又は資料の 件名又は内容			
2 閲覧又は写しの交付 の日時及び場所	日時	年 月 日	午前・午後 時 分
	場所		
3 担当課	総務局総務部文書法制課		

(注) 閲覧又は写しの交付を受ける際には、この通知書を提示してください。

審議会提出資料閲覧等不承諾書

第 号
年 月 日

様

仙台市公文書等管理・情報公開審議会
会長 印

年 月 日付けで申出のありました審議会提出資料閲覧等に対して、次のとおり不承諾とします。

1 意見書又は資料の 件名又は内容	
2 閲覧等を不承諾とする理由	
3 担当課	総務局総務部文書法制課